

ごみステーションへの出し方 基本ルール

ルール 1 収集日の当日の朝(早朝から8時まで)に出しましょう ※前日に出さないでください。

- ✓ 収集日は地域によって異なります。「ごみ分別収集カレンダー」を確認し、決められた曜日・時間までに出しましょう。
- ✓ 収集時間は、収集量やその日の交通事情などで変更になる場合があります。決められた時間までに出しましょう。
- ✓ 収集後に出したごみは、次回収集日に出し直してください。
- ✓ 「資源物」は、次のように4グループに分けて収集するため、収集までに時間差が生じます。まだ残っているものがあった場合、朝8時以降には出さないでください。



ルール 2 指定のごみ袋に入れて出しましょう

- ✓ 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、鹿屋市の有料指定ごみ袋を使用しましょう。
- ✓ 「プラスチック類」は、必ず透明袋を使用してください。
※収集作業員が袋の中を確認できるよう「透明袋」をご使用ください。
- ✓ 「資源物」は、透明袋や半透明袋を使用してください。

ルール 3 種類ごとに分別して出しましょう

- ✓ ごみ出しは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」「プラスチック類」の4種類です。
- ✓ 「資源物」は、さらに9種類に分けて出してください。
- ✓ ペットボトル、空き缶、空きびん、紙パック、プラスチック類は、ふき取ったりすすいで、乾かしてから出してください。

ルール 4 市が収集しないものは出せません

- ✓ 粗大ごみ(45ℓの袋に入らないもの) → [清掃センター](#)や[資源センター](#)へ直接搬入(P19～P21 参照)
- ✓ 家電リサイクル品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) → [P22](#) 参照
- ✓ 産業廃棄物や処理困難物(タイヤ、消火器、バッテリー、ブロック、土、石など) → [P21](#) 参照
- ✓ 拠点回収を行っているもの(乾電池、蛍光灯、ボタン電池、充電電池、水銀体温計など) ([P13](#)・[P17](#)・[P18](#) 参照)

ルール 5 事業活動に伴って出るごみ(事業所ごみ)は出せません

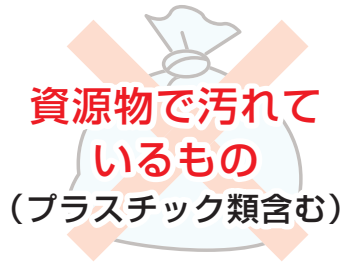
- ✓ 店舗や事務所、農業などの事業活動で出たごみは、自営・会社にかかわらず、ごみステーションには出すことはできません。自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集・処分を依頼してください。

ごみステーションの設置・維持・管理は、町内会などで行っています。
みんながきれいに気持ちよく利用できるように、ごみ出しルールを守りましょう。

※ごみステーションの利用方法については、町内会や集合住宅管理者にお尋ねください。

ごみステーションへの出し方 基本ルール

! ルールが守られていないものは収集しません。
次回収集日に正しく出し直しましょう。



収集できません

- きちんと分別してください
- スプレー缶、ボンベ缶は数か所穴を開けて資源物(金属類)として出してください
- 資源物として出して下さい
- 明袋の袋で出して下さい
- 汚れてしまったものは出して下さい
- 指定の袋に入れて下さい
- 決められた日に出してください
- 産業廃棄物等・処理困難物です。処理業者に依頼してください

号 車 月 日 確認

ルールが守られていないものには、**警告シール**を貼ってごみステーションに残します。出した人は自宅に持ち帰り、ルールに従って次回収集日に出し直しましょう。

鹿屋市の有料指定ごみ袋

- ◆ 鹿屋市では、有料指定ごみ袋制度を導入し、各家庭から出されるごみの量に応じて、ごみの収集・運搬・処分にかかる費用の一部をごみ処理手数料(ごみ袋の購入費)としていただくことで、公平な負担をお願いしています。
- ◆ 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」をごみステーションに出す際は、鹿屋市の指定袋を使用してください。
- ◆ 鹿屋市の有料指定袋は、市内のスーパーやコンビニエンスストアなどの指定袋取扱店で購入することができます。

※ 肝属地区清掃センターに直接持ち込む際は、指定袋を使用する必要はありません。ごみ量に応じたごみ処理手数料を受付でお支払いください。

有料指定袋制度の目的

- ① ごみ減量・リサイクルの推進
- ② 資源物・ごみの適正な分別排出
- ③ 排出量に応じた公平な負担
- ④ ごみ問題に対する意識向上

